

## 宅建協会と選挙啓発

今夏に予定されている参議院選挙は、選挙権が18歳に引き下げられてから初めての選挙になります。杉並区選挙管理委員会は、この法改正によって、より多くの方が選挙に参加してもらうため、宅地建物取引業協会杉並支部と協力して啓発活動を行います。

明るい選挙推進協会の資料によると、「高校卒業後、親元を離れて進学した大学生等の73.6%は住民票を移していない」という結果が示されています。選挙は、年齢要件のほかに住所要件があり、18歳への引き下げで選挙権を得た全国で240万人あまりの若者の中には、住民票を移していないために住んでいる場所での選挙ができない状況になっている人が多くいます。

そこで、杉並区は区内600社ほどの不動産店が加盟する公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並支部の協力を得て、杉並区へ転入する若者向けの周知を行うことになりました。

不動産店が契約者に配布する建物のメンテナンスや行政窓口などを案内する冊子に「進学や就職で杉並区に引っ越したら、住民票を移しましょう」という内容の啓発メッセージを掲載してもらいました。

冊子は、この4月からの契約者に配布をするもので、2年間で約4万冊を見込んでいます。

また一部の加盟店では店内等に、18歳選挙権の開始や住民票の移転を促すポスターの掲示を行うことになりました。



### 公選選挙法が改正され選挙権年齢が18歳に引き下げられます

平成28年6月19日の日に公布される衆議院議員選挙・参議院議員選挙から、有権者となる18歳以上の声をこれまで以上に市政に取り入れるために選挙権年齢が18歳に引き下げられます。

### 進学や就職で杉並区に引っ越したら、住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿の登録は住民票のある市区町村で行われます。そのため、選挙や区選などに行い、投票をされる場合等においては登録し元の市区町村への転入の届出が必要です。

なお、転入などの住民票の届出が滞ると、選挙で投票できないことがありますのでお早めにお手続きください。

※ 杉並区に転入した場合は杉並区で投票できないことがあります。その場合は別に住んでいた市区町村で投票できる場合があります。詳しくは杉並区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

区がこうした民間の業界団体と協力して啓発事業を行うことは初めてのことで、区では今後もこの先の選挙に向けて住民票の手続きをしっかりと進めることで、選挙権を無駄にすることがなくなるように努めていきます。また、選挙啓発も合わせて行うことで、杉並区内における投票率の向上を目指していきます。

### 【問い合わせ先】

選挙管理委員会事務局：03-3312-2111 内線3801